障害	市町村	設置学校数	設置 教室数	児童生徒数			
障害種別					自校通級	他校通級	巡回指導
言語障害	高知市	2 (小)	6	8 1	1 3	6 8	0
	土佐市	1 (小)	1	1 0	9	1	0
L D • A D H D	高知市	1 (小)	2	1 6	4	1 2	0
		1 (中)	1	6	2	4	0
	南国市	1 (小)	1	6	6	0	0
	香南市	1 (小)	1	5	5	0	0
		1 (中)	1	3	3	0	0
	香美市	1 (小)	1	1 1	5	0	6
		1 (中)	1	1 0	9	0	1
	佐川町	1 (小)	1	9	9	0	0
	四万十市	1 (小)	1	3	3	0	0
	高等学校	2 (高)	2	1 0	1 0	0	0
合 計(高除く)		1 2	1 7	160	6 8	8 5	7

## 通級による指導とは

- ■「通級による指導」とは、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、小・中学校において 通常の学級でほとんどの授業を受けながら、障害の改善・克服に必要な特別の指導を特別の指 導の場(いわゆる通級指導教室)で行うものである。
- ■「通級による指導」の対象となる障害の種類は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、 学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等であり、本県は、言語障害、LD・ADHD を対象に、いわゆる通級指導教室を設置している。
- ■「通級による指導」では、障害の状態の改善・克服を目的とする「自立活動」及び障害の状態 に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行う。
- ■小・中学校の「通級による指導」の授業時数は、「自立活動」及び「教科指導の補充」を併せて週1~8単位時間程度を標準とする。学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)の児童生徒については、月1単位時間程度の指導を下限とする。

